

政策4 一人一人の可能性を引き出し伸ばします

【施策4－1】教育相談体制充実のための施策

取組4－1－1：教育相談体制の充実

→教育相談支援センター、園・学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 一人一人の子どもへのきめ細かな支援を行うため、心理・福祉の専門家を活用した各校の教育相談の充実に向けた体制をつくる。

《取組計画》

- 教育相談支援センターは、子ども・保護者からの相談に対応するため、教育相談員及びスーパーバイザー（注1）を配置する。
- 教育相談支援センターは、子ども・保護者の心のケアのために、学校へSC（スクールカウンセラー）を配置する。
- 教育相談支援センターは、子どもの家庭への働き掛けや支援が必要な場合は、学校へSSW（スクールソーシャルワーカー）を派遣する。
- 園・学校は、分掌に教育相談担当を位置付け、SCやSSWと連携して、校内支援体制の充実を図る。
(注1)スーパーバイザー…心理専門相談員のこと。教育相談員の受けた相談について、心理状態や病状を見極め、面談の方向性や関係機関との連携に関する助言を与える。

《各年次の計画・指標》

H27年度	【教育相談支援センター】 ・SCの増員。 3人 ・SSWの増員。 1人	【教育相談支援センター】 ・教育相談員及びスーパーバイザーの配置。 各年度 ・新人SCの資質向上のための研修会。 各年度4回 【園・学校】 ・分掌に教育相談担当を位置付け、SCやSSWと連携。 各年度
H28年度	【教育相談支援センター】 ・SCの増員。 3人 ・SSWの増員。 1人	
H29年度	【教育相談支援センター】 ・SCの増員。 3人 ・SSWの増員。 1人	
H30年度	【教育相談支援センター】 ・SCの増員。 3人 ・SSWの増員。 1人	
H31年度	【教育相談支援センター】 ・SCの増員。 2人	

【施策4－2】不登校の子ども支援充実のための施策

取組4－2－1：適応指導教室の充実

→教育相談支援センター

《取組の方向性と概要》

- ◆ 不登校の子どもの可能性を引き出すとともに、学校復帰に向けた仕組をつくる。

《取組計画》

- 教育相談支援センターは、市内6箇所の適応指導教室を活用し、不登校の子どもが、多様なふれあい活動や人間関係づくりプログラムに沿って学校復帰できるよう支援する。そのために必要な保護者との情報交換や適応指導教室と在籍校との担任連絡会を充実していく。また、一人一人に応じたきめ細かな支援をするため、各教室のカウンセラー、指導員を増員する。
- 教育相談支援センターは、子どもの自立を促すため、豊かな自然の中での体験、地域の人々との交流体験活動を定期的に実施する。
- 教育相談支援センターは、不登校の子どもの支援について、市内全域の地域性や利便性などを考慮し、必要に応じて適応指導教室の再編や新設なども検討していく。また、個別支援が必要なケースに対応するための適応指導教室の在り方などについても検討していく。

《各年次の計画・指標》		
H27 年度	【教育相談支援センター】 ・カリキュラムの見直し。 ・交流体験活動の定期的な実施。 12 回	【教育相談支援センター】 ・人間関係づくりプログラムの実施。 各年度週 1 回
H28 年度	【教育相談支援センター】 ・交流体験活動の定期的な実施。 14 回	・担任連絡会の定期的な実施。 各年度学期 1 回
H29 年度	【教育相談支援センター】 ・交流体験活動の定期的な実施。 16 回	・指導員の増員（不登校児童生徒 10 人に対し指導員 3 人）。 各年度 3 人増。
H30 年度	【教育相談支援センター】 ・交流体験活動の定期的な実施。 18 回	・カウンセラーの配置。 各年度 1 箇所を増員
H31 年度	【教育相談支援センター】 ・交流体験活動の定期的な実施。 18 回	

取組 4－2－2：校内適応指導教室の設置

→教育相談支援センター、学校

《取組の方向性と概要》		
◆ 不登校傾向のある子どもの初期対応をするとともに、適応指導教室から学校復帰に向けた校内の仕組をつくる。		
《取組計画》		
● 教育相談支援センターは、不登校傾向のある子どもが登校渋りをはじめた初期段階の対応や適応指導教室に通う不登校の子どもの学校復帰を支援するために、該当校に校内適応指導教室を設置する。		
● 教育相談支援センターは、一人一人に応じたきめ細かな支援をするために、校内適応指導教室の支援員を配置する。		
● 教育相談支援センターは、子どもの自立を促すための校内適応指導教室のカリキュラムの整備や人間関係づくりのための巡回支援員の配置をし、どの学校においても同じレベルの校内適応指導教室の運営ができるようにする。		
● 教育相談支援センターは、不登校傾向のある子どもに対する初期対応について整備する。		
● 学校は、校内適応指導教室及び、そこで活動する支援員などを有効活用する。		
《各年次の計画・指標》		
H27 年度	【教育相談支援センター】 ・校内適応指導教室の設置。 小・中学校で 1 校 ・校内適応指導教室支援員の配置。 小・中学校で 1 校 ・校内適応指導教室のカリキュラムの整備。 ・不登校傾向のある子どもに対する初期対応の整備。	【学校】 ・校内適応指導教室及び、そこで活動する支援員などの有効活用。 各年度
H28 年度	【教育相談支援センター】 ・校内適応指導教室の整備および指導員の配置については、前年度の実績を踏まえて検討。	
H29 年度	【教育相談支援センター】 ・校内適応指導教室の整備および指導員の配置については、前年度の実績を踏まえて検討。 ・校内適応指導教室の巡回支援員の配置。 1 人	
H30 年度	【教育相談支援センター】 ・校内適応指導教室の整備および指導員の配置については、前年度の実績を踏まえて検討。	
H31 年度	【教育相談支援センター】 ・校内適応指導教室の整備および指導員の配置については、前年度の実績を踏まえて検討。	

【施策4－3】障がいのある子ども支援充実のための施策

施策取組4－3－1：園・校内支援体制の充実

→教職員課、指導課、園・学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 全園・全校体制で障がいのある子どもを支援するために、発達支援コーディネーターを中心に、園・学校の支援体制の充実を図る。

《取組計画》

- 教職員課は、発達支援コーディネーターを中心に、就学支援委員会を開催し、子どもにとってよりよい教育環境を検討し、支援する。
- 指導課は、小学校と中学校が連携して支援できるよう、個別の教育支援計画、個別の指導計画を生かした指導を進める。
- 園・学校は、発達支援コーディネーターを分掌に位置付け、発達支援コーディネーターを中心に適切な指導を行う。
- 園・学校は、就学支援対象の子どもの個別の支援計画、個別の指導計画を作成し、支援・指導の充実を図る。

《各年次の計画・指標》

H27年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市就学指導委員会を浜松市就学支援委員会と改称。 <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内就学指導委員会を校内就学支援委員会と改称。 ・校内就学支援委員会で就学支援対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校。 60% 	
H28年度	<p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内就学支援委員会で就学支援対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校。 70% 	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市就学支援委員会を実施し就学前の検討・判断。 各年度4回
H29年度	<p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内就学支援委員会で就学支援対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校。 80% 	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園・学校を訪問し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を生かした指導の推進。 各年度
H30年度	<p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内就学支援委員会で就学支援対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校。 90% 	<p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育コーディネーターを分掌組織に位置付けた学校 各年度 100%
H31年度	<p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内就学支援委員会で就学支援対象となった子どもの個別の教育支援計画・個別の教育指導計画を作成した学校。 100% 	

取組 4－3－2：インクルーシブ教育システムの構築・推進

→教職員課、指導課

《取組の方向性と概要》

- ◆ 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに同じ学校で学ぶための基礎的環境整備を行い、合理的配慮（注1）を提供する。
- ◆ 障がいのある子どもの学習が十分保障される発達支援学級、発達支援教室、通級指導教室といった多様な学びの場を用意する。

(注1)合理的配慮…障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した、または過度の負担を課さないもの。

《取組計画》

- 教職員課は、各学校の状況や障がいのある子ども、特別な支援の必要な子どもの教育的ニーズを把握しながら、より個に応じた丁寧な支援ができるように発達支援教育指導員、スクールヘルパーの配置拡充をする。
- 教職員課は、読む、書く、計算する等の学習に関する困難、対人関係、集団適応・社会性、コミュニケーション等の困難、また、言葉の発達や発音、吃音などの言語に関わる困難を抱える子どものために、多様な学びの場を提供するために言語や学習障害（LD）の発達支援学級、発達支援教室、通級指導教室の設置を推進する。
- 指導課は、障がいのある子どもの学習が十分に保障されるよう、指導方法や、発達支援学級、発達支援教室、通級指導教室といった多様な学びの場の運営について指導・助言を行う。

《各年次の計画・指標》

H27 年度 H31 年度	【教職員課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援教育指導員、スクールヘルパーの配置拡充。 各年度 ・通級指導教室（言語、LD 等）の充実。 各年度
【指導課】	<ul style="list-style-type: none"> ・指導方法や運営の在り方についての指導・助言。 各年度

【施策 4－4】外国につながる子ども支援充実のための施策

取組 4－4－1：就学相談と適応支援、母語支援の充実

→教育相談支援センター

《取組の方向性と概要》

- ◆ 外国につながる子どもが、日本の学校で健やかに生活するために必要な日本語支援や学習支援、生活適応支援などの充実を図る。

《取組計画》

- 教育相談支援センターは、外国につながる子どもへの生活適応と学習支援などに関わる相談業務や学校に編入するための就学相談業務を行うとともに、日本語指導・学習支援のために、外国人就学支援員や就学サポートの配置・派遣の充実を図る。
- 教育相談支援センターは、外国につながる子どもを対象に、母語の読み書きや母国文化に触れる活動を通して、母語によるコミュニケーションの向上を図る。

《各年次の計画・指標》

H27 年度	【教育相談支援センター】
	<ul style="list-style-type: none"> ・バイリンガル相談員（タガログ語、ビサヤ語）を1名増員 ・相談業務（通訳業務）に対し、迅速かつ学校のニーズに対応するために、教育相談支援センターとモデル校のタブレット端末のテレビ電話を活用した取組の検討。 ・母語教室の開催。 3箇所
H28 年度 H31 年度	【教育相談支援センター】
	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のテレビ電話の計画を踏まえて配置。 各年度 ・外国人就学支援員を増員。 各年度 ・就学サポートを増員。 各年度 ・母語教室の開催。 各年度 3箇所。

取組 4－4－2：日本語能力に応じた支援の推進

→教育相談支援センター

《取組の方向性と概要》	
◆ 日本語指導が必要な子どもが日本語で学校生活を営み、在籍学級において学習に取り組めるよう「特別の教育課程」の編成・実施をする。	
《取組計画》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談支援センターは、DLA（注1）について、研修会を実施し、該当校の担当者などへのスキルアップにつなげ、該当校での実施が円滑に進むようにする。 ● 教育相談支援センターは、該当校に対し、日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画の作成支援をする。 ● 教育相談支援センターは、「特別の教育課程」（注2）の編成・実施に必要な教員の配置、必要な教材教具の整備、巡回指導員を配置し、該当校に日本語指導コーディネーター（注3）を位置付ける。 <p>(注1)DLA…外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント。外国人児童生徒の日本語能力を、対話をしながら測定する方法。</p> <p>(注2)特別の教育課程…通常の教育課程による指導だけでなく、子どもの日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行うことができる。</p> <p>(注3)日本語指導コーディネーター…外国につながる児童生徒の日本語教育についての学校の窓口となり、校内の外国につながる子どもの指導を担当する外国人指導担当と関係機関との連絡、調整にあたる。</p>	
《各年次の計画・指標》	
H27 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DLAについての研修会を実施。 ・該当校に対し、日本語指導が必要な子どもの個別の指導計画作成のための準備。 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教員の配置計画を検討。 ・外国につながる児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの位置付け。 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備の準備。
H28 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な「特別の教育課程」の実施のための巡回指導員を配置。 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教育の配置計画を検討。 ・教員配置校に対し、「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施。
H29 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な「特別の教育課程」の実施のための巡回指導員を配置。 2人 ・教員配置校に対し、「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施完了。
H30 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な「特別の教育課程」の実施のための巡回指導員を配置。 3人 ・教員未配置校に対し、「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施。
H31 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な「特別な教育課程」の実施のための巡回指導員を配置。 3人 ・「特別の教育課程」の編成・実施のための教材教具の整備実施。 全校完了

取組 4－4－3：ライフコースの推進

→教育相談支援センター

《取組の方向性と概要》

- ◆ 外国につながる子どもの定住化の進む中、外国につながる子どもの教育を行政や学校、地域で支え、誰もが能力を発揮できる環境をつくり、地域に貢献できる子どもを育てる。そのために、外国につながる子どもや保護者にライフコース、いわゆる成長の道すじを意識した3つの取組（夢を持たせる・夢をつなぐ・夢を実現するための支援）を推進し、就学・就労意欲の向上を図る。

《取組計画》

- 教育相談支援センターは、小学校から中学校、高等学校の校種間の連携の強化を図るために、外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会を開催する。また、大学や一般社会で活躍しているロールモデル（注1）に接する機会をつくるためにモデル校を設定する。
- 教育相談支援センターは、外国につながる子どもや保護者に対して、進学や就職面の情報提供や相談を行うために、進学ガイダンスを行うモデル校を設定する。
- 教育相談支援センターは、地域や校種間連携も踏まえた学習支援の場を設定する。

（注1）ロールモデル…具体的な行動や考え方の模範となるもの。

《各年次の計画・指標》

H27 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロールモデルに接する機会を設定。 1校 ・進学ガイダンス（情報提供）を行うモデル校。 1校 ・学習支援の場を設定。 2箇所 	
H28 年度 H31 年度	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の実績を踏まえて、ロールモデルに接する機会を設定。 各年度 ・前年度の実績を踏まえて、進学ガイダンス（情報提供）を行うモデル校を設定。 各年度 ・前年度の実績を踏まえて、学習支援の場を設定。 各年度 	<p>【教育相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会の実施。 各年度 1回開催

【施策 4－5】子どもの才能を伸ばすための施策

取組 4－5－1：才能を伸ばすプロジェクトの推進

→【関係各課と調整】、連携施設（科学館等）、学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 子どもの興味・関心を引き出し、才能を伸ばす教育を行う。

《取組計画》

- 産学官民（企業、大学、行政、NPOなど）が連携して、理数、ものづくり、ICT分野における子どもの才能や学習の進度に合わせた講座を提供する。
- 産学官民（企業、大学、行政、NPOなど）が連携して、プロジェクトの講座情報や成果などを学校などに広く周知する。

《各年次の計画・指標》

H27 年度 H31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・理数、ものづくり、ICT分野における講座の提供 ・受講生、卒業生の成果（受賞歴など）
-----------------------	--

政策5 園・学校や教職員の力を向上させます

【施策5－1】教職員の資質向上のための施策

取組5－1－1：研修の充実

→教育センター、関係各課、園・学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 本市が目指す教育の姿を実現するために教育委員会事務局をあげて、教職員の資質・能力の向上を図る研修を行う。

《取組計画》

- 教育センターは、教職員の経験や年齢、課題に応じた年間研修計画を作成・実施するとともに、社会環境の変化や学校現場のニーズに応じて、毎年度、研修内容の見直しを行う。
- 教育センターは、本市の教育重点施策に基づいた研修を関係各課と連携して行う。
 - <重点1>夢と希望を育むために <重点3>自他を大切にする心を育むために
 - ・生徒指導研修 ・いじめ対策コーディネーター研修 ・人権研修 ・道徳推進研修
 - ・スクールカウンセラー研修 など
 - <重点2>これから時代に必要な学力を育てるために
 - ・授業改善研修 ・英語指導力向上研修 ・ICT活用研修 など
 - <重点4>幼児教育の充実のために
 - ・保育活動研修 ・園経営研修 など
 - <重点5>キャリア教育充実のために
 - ・キャリア教育研修
 - <重点6>教職員の資質向上のために
 - ・浜松教師塾 ・初任者研修 ・新規採用教員研修 ・10年経験者研修
 - ・浜松の教育重点研修 ・教育課程編成研修 ・学校評価研修 ・危機管理対応研修
 - ・学校安全研修 ・臨時の任用教員研修 など
 - <重点7>地域の教育力を発揮させるために
 - ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」との連携による研修 など
 - <重点8>障がいのある子ども支援充実のために
 - ・発達支援教育研修
 - <重点9>外国につながる子ども支援充実のために
 - ・外国人児童生徒教育スキルアップ研修
 - <その他>
 - ・免許状更新講習 ・指導主事研修
 - ・様々な研修で(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」の活動内容を提示する。
- 教育センターは、校長の「マネジメント能力を高める研修」を行う。
- 園・学校は、各学校の課題や職員構成に合ったOJT (On the Job Training P23 参照) の仕組をつくる。

《各年次の計画・指標》

H27年度 H31年度	【教育センター】 ・研修の内容に関して精選・重点化を図り、研修を企画・実施。 各年度研修参加者の満足度 80% 【園・学校】 ・OJTが行われる組織づくり 各年度
---------------------	--

取組5－1－2：教職員への支援

→教職員課、教育センター、美術館、博物館、中央図書館、学校

《取組の方向性と概要》	
◆ 教職員の授業改善や指導力の向上、学校のよりよい環境づくりのために、学校や一人一人の教職員に応じた研修の提供や教材教具の提供を行う。	
《取組計画》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員課は教育センターと連携し、学校や一人一人の教職員の実情に応じた支援を行い、教員の資質・能力の向上を図る。(※各年次の計画・指標は、取組5-1-1に掲載) ● 美術館は、教員が授業で活かせる表現活動を支援するために「教員のための美術館講座」の充実を図る。 ● 博物館は、教材の提供および教材研究の支援を図るために、「教員のための博物館の日」などの、教員を対象とした研修会の充実を図る。 ● 中央図書館は、学校図書館担当者や学校図書館補助員のための研修や連絡会の充実を図る。 ● 学校は、ニーズに応じて、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、各種講座を実施する。 	
《各年次の計画・指標》	
H27年度	<p>【教職員課】 ・学校や教員一人一人の指導に関する指導力向上、ステップアップを図るための研修の実施。 各年度</p>
H28年度	<p>【美術館】 ・「教員のための美術館講座」の参加者。 各年度 20人</p>
H29年度	<p>【中央図書館】 ・学校図書館担当者等を対象とした研修の実施。 各年度</p>
H30年度	<p>【学校】 ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、各種講座を実施する。 各年度</p>
H31年度	<p>【博物館】 ・教材利用のための研修会開催。 10件</p> <p>【博物館】 ・教材利用のための研修会開催。 11件</p> <p>【博物館】 ・教材利用のための研修会開催。 12件</p> <p>【博物館】 ・教材利用のための研修会開催。 13件</p> <p>【博物館】 ・教材利用のための研修会開催。 14件</p>

取組5－1－3：指導主事の指導力の向上

→教職員課、指導課、教育センター

《取組の方向性と概要》	
◆ 指導主事が、教員の専門性や学校の力を高めることができるよう、資質や能力の向上を図るための環境を整える。	
《取組計画》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員課は、将来の指導主事候補を育成するために、積極的に異校種との交流人事を進める。 ● 指導課、教育センターは、指導主事の資質や能力を高めるための研修に積極的に取り組む。 	
《各年次の計画・指標》	
H27年度 H31年度	<p>【教職員課】 ・異校種間交流で研修を積んだ教員を含め有能な人材を、指導主事として登用。 各年度</p> <p>【指導課】 ・国の教育施策や授業改善に関わる指導などの研鑽を深めるための課内研修。 各年度年間 30回以上</p> <p>【指導課・教育センター】 ・指導力向上のための研修会実施、研修した内容を各課指導主事に伝える機会の設定。 各年度</p>

【施策5－2】園・学校が課題を把握し克服するための施策

取組5－2－1：園・学校評価の充実

→指導課、幼児教育・保育課、教職員課、教育センター、園・学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 子どもがよりよい教育活動を享受できるように、園・学校が教育活動における課題を把握し、園・学校として解決すべき重点目標を設定する。また、重点目標への取組状況を明らかにして、その結果をもとに園・学校運営の改善を図る。

《取組計画》

- 指導課、幼児教育・保育課は、教職員課と連携し、園・学校が効果的に園・学校評価を行い、自主的、自律的改善を行えるように指導する。
- 教育センターは、園・学校が効果的に園・学校評価を行い、自主的、自律的改善を行うための研修を行う。(※各年次の計画・指標は、取組5-1-1に掲載)
- 園・学校は、目標を重点化し、取組の達成状況を明らかにし、目標を更新しながら手立てを検討し、園・学校運営を進める。

《各年次の計画・指標》

H27年度 H31年度	<p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点目標に沿ったPDCAサイクルが機能する指導。 各年度 <p>【園・学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を重点化し、PDCAサイクルを機能させながら学校評価を実施。 各年度
---------------------	--

取組5－2－2：コミュニティ・スクールの基盤整備と推進

→教育総務課、学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 「地域とともにある学校づくり」の仕組づくりを進めるために、「はままつ型コミュニティ・スクール」を確立し、推進する。
- ◆ 学校、家庭、地域は、学校における経営方針・教育活動などを共有し、それらに取り組むことにより、よりよい学校づくりを進める。
- ◆ モデル校の取組を全校に周知し、実施校を広げていく。

《取組計画》

- 教育総務課は、コミュニティ・スクールの仕組や内容について学校への周知を図る。
- 教育総務課は、コミュニティ・スクールのモデル校を指定し、取組充実に向けて支援する。
- 教育総務課は、モデル校から報告のあった効果的な実践事例について、その成果を全校に周知する。
- 学校は、経営方針・教育活動等について、便りやホームページ、ブログ、学校公開などを通して、家庭や地域に情報発信する。
- 学校は、家庭や地域から目標の達成度や学校経営などについて広く情報収集する。

《各年次の計画・指標》

H27年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長を対象としたコミュニティ・スクールの仕組や内容に関する研修会、講演会の開催 ・翌年度の推進モデル校の選定。 2校
H28年度 H31年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進モデル校による検証。 各年度 2校 ・翌年度の推進モデル校の選定。 各年度 2校 (H30年度まで) ・推進モデル校の成果の周知。 各年度 (H29年度より) <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域への情報発信(便り・ホームページ=月1回以上、ブログ=週1回以上、学校公開=1学期1回以上)。 各年度 ・家庭や地域からの情報収集(アンケート調査の実施=年1回以上)。 各年度

取組5－2－3：学校評議員制度の有効化

→教職員課、学校

《取組の方向性と概要》	
◆ 学校評議員制度を活用し、学校運営を円滑に行うために、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる。	
◆ 学校評議員による学校評価については、学校関係者による評価と第三者による評価を意識して取り組む。	
《取組計画》	
● 教職員課は、学校において学校評議員制度が有効に機能するよう指導する。	
● 学校は、必要に応じて、学校関係者による評価に第三者の評価を加え、学校評価を実施するよう努める。	
● 学校は、学校運営を計画、実行、評価、改善する一連の動きに学校評議員の見届けや意見を常に連動させるシステムづくりを行う。	
《各年次の計画・指標》	
H27 年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校に対し、学校評議員の活用と成果に関する調査の実施。 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校で学校評議員会による学校評価を1回以上実施。
H28 年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の集約と成果、課題の洗い出し。 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の集約と成果、課題の洗い出しに伴う協力。
H29 年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果と課題をもとに、浜松市における学校評議員の在り方について、PDCA サイクルによる改善。 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善方策策定に伴う事例提供。 小・中学校で 15 例
H30 年度 H31 年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜松市における学校評議員の役割とその活用についてモデルケースを集めた事例集の作成。 各年度小・中学校で 15 例

政策6 家庭や地域の力を生かした取組を推進します

【施策6－1】家庭の役割を認識させ、家庭の教育力を発揮させるための施策

取組6－1－1：家庭の教育力の向上

→教育総務課、学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 子どもの健やかな育ちの基盤であり、教育の出発点である家庭における教育を充実させるために、保護者向けの講座を開催したり、基本的な生活習慣、規範意識を育てる実践が行われるような手立てを講じたりする。

《取組計画》

- 教育総務課は、小学校新入生や1年生の保護者を対象に家庭教育講座を開催し、育てる喜びが感じられるとともに、責任ある子育ての支援を行う。(家庭教育講座のテーマ例：「はままつマナー」の活用、親子のコミュニケーションの必要性について考える、家族の一員としての自覚を育てるなど)
- 学校は、保護者と連携し、基本的生活習慣、規範意識が子どもに身に付くよう手立てを講じる。

《各年次の計画・指標》

H27年度 H31年度	【教育総務課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座開催の呼び掛け、講師の派遣。家庭教育講座の開催。 各年度 10校
【学校】	【学校】
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対し、基本的生活習慣、規範意識の育成の呼び掛け。 各年度 ・該当校は、家庭教育講座の開催に協力。

取組6－1－2：家庭と園との連携充実

→幼児教育・保育課、子育て支援課、園

《取組の方向性と概要》

- ◆ 子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭における教育の充実を図る。
- ◆ 幼稚園・保育所・認定こども園の機能や施設を活用し、園及び地域の子育て支援の充実を図り、家庭の教育力の向上を目指す。

《取組計画》

- 幼児教育・保育課は、園に対し、「幼児期に育てたい力」家庭版の活用の啓発を図る。
- 子育て支援課は、幼児期から学齢期における「はますくファイル」活用の啓発を図る。
- 園は、「幼児期に育てたい力」家庭版や「はますくファイル」活用を推進し、家庭との連携の充実を図る。
- 園は、保護者に対する相談体制の整備や保護者の学びを支援する学習機会の提供を推進し、子育ての不安、孤立感の解消に努める。

《各年次の計画・指標》

H27年度 H31年度	【幼児教育・保育課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期に育てたい力」家庭版を新生児と3歳児保護者などに配布。 各年度
【子育て支援課】	【子育て支援課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの育ちを「はますくファイル」に記録することを促進。 ・「はますくファイル」の乳幼児健診、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校における活用の啓発。 各年度
【園】	【園】
	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期に育てたい力」家庭版と「はますくファイル」を懇談会などで活用。 各年度

【施策 6－2】地域の教育力を発揮させるための施策

取組 6－2－1：(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」の構築・管理運営（調整中）

→教育総務課、教育総務課及び関係各課、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」

《取組の方向性と概要》

- ◆ 市民総がかりにより、産学官民（企業、大学等、行政、NPOなど）が協働して、未来の浜松を担う人づくりを目指し、子どもたちのための講座などの開発・運営、人材バンク、ホームページの開設・運用を行う。その推進組織として、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を設置する。

《取組計画》

- 教育総務課及び関係各課は、連携して(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」の開設準備を行う。
- 教育総務課及び関係各課は、連携して(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に対して必要な支援を行う。
- (仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」は、講座などの充実に資するよう、新たな教育ニーズの把握、人的資源の拡充、広報啓発に努める。

《各年次の計画・指標》

H27 年度	【教育総務課及び関係各課】 ・ニーズ調査、人材情報の収集などの開設準備。 【教育総務課】 ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」の制度設計。
	【教育総務課】 ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」の設置。 【教育総務課及び関係各課】 ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に対する支援。 【(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター】 ・センター事業の管理運営。
H28 年度	【教育総務課】 ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に対する支援。 【(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター】 ・センター事業の管理運営。
H29 年度 H31 年度	【教育総務課及び関係各課】 ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に対する支援。 【(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター】 ・センター事業の管理運営。

取組 6－2－2：放課後の居場所づくり（調整中）

→教育総務課、学校、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」

《取組の方向性と概要》

- ◆ 放課後や長期休業期間において、両親が共働きなどで子どもだけになってしまふ小学校1年生から6年生までの児童を対象に、小学校の余裕教室や専用施設などで適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る。
- ◆ すべての児童を対象に地域の指導者を招いての自然体験や伝統文化体験、自由研究、音楽、スポーツなど多様な学習機会を提供したり、保護者、地域、学生のボランティアなどの参画により補習プリントや自学自習教材を使った学習を行ったりし、子どもの学びと育ちを応援する「放課後子供教室」を実施する。
- ◆ 国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験や学習を行うことができる居場所づくりの体制を整える。
- ◆ 子どもが放課後に多様な体験や学習を行うための情報を収集、整理したり、実施主体に提供したりする。

《取組計画》

- 教育総務課は、「放課後児童会」の運営状況を確認し、必要な指導・助言を行うことで資質の向上、情報の共有を図る。
- 教育総務課は、「放課後子供教室」について、その事業内容を検討するとともに、学校、保護者、地域の関係者等に周知を図る。
- 教育総務課は、「放課後子ども総合プラン」の実施に向け、「放課後子供教室」のモデル小学校区を指定し、その校区の小学校や放課後児童会と連携を図りながら、取組の充実に向けて支援する。
- (仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」は、子どもが放課後に多様な体験や学習をするためのボランティア、学習講座、体験講座などの情報を収集、整理、提供する。

《各年次の計画・指標》	
H27 年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「放課後子供教室」の教育活動の方針や内容の検討。 「放課後子供教室」について、学校、保護者、地域の関係者などへの周知。
H28 年度 H31 年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「放課後子供教室」のモデル小学校区の指定。 各年度 モデル小学校区に対し、小学校や放課後児童会と連携しながら取組の充実に向けての支援を実施。 各年度 モデル小学校区の成果を検証するとともに、学校、保護者等に成果事例の周知。 各年度 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル小学校区の小学校は、児童や保護者に「放課後子供教室」を周知するとともに、その活動について連携を図る。 各年度 <p>【(仮称) はままつ人づくりネットワークセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア、学習講座や体験講座等の情報の収集、整理、提供。 各年度

取組 6－2－3：大学との連携

→教育総務課及び関係各課、学校

《取組の方向性と概要》	
◆ 大学の教員や学生が、教科や特別活動、部活動、放課後や土曜日などの活動の指導やその補助に関わることで、子どもの学びの充実や学びの機会と場の拡充を図る。	
◆ 大学が(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に、講座の内容や講師・補助員などの情報を提供することで、産学官民協働の人づくりを推進する。	
《取組計画》	
● 教育総務課及び関係各課は、大学やその関係者が、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画し、子どものための講座、講師・補助員の派遣などについての情報提供を働き掛ける。	
● 学校は、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、大学の教員や大学生との協働で、教科や特別活動の充実を図る。	
《各年次の計画・指標》	
H27 年度	<p>【教育総務課及び関係各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内及び近隣大学に対し、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を周知し、情報提供。
H28 年度 H31 年度	<p>【教育総務課及び関係各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> (仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画する大学に対し、講座の内容や講師・補助員の派遣などの情報提供。 各年度 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> (仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、大学の教員や学生との協働による教育活動などを実施。 各年度

取組 6－2－4：地域組織との連携

→教育総務課及び関係各課、学校

《取組の方向性と概要》	
◆ 地域の様々な組織や市民活動団体が、授業や特別活動、部活動、放課後や土曜日などの活動の指導やその補助をすることで、子どもの学びの充実や学びの機会と場の拡充を図る。	
◆ 地域の様々な組織や市民活動団体が、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画することで、産学官民協働による人づくりを推進するシステムづくりをする。	
◆ 子どもが、地域で地域の人たちと活動することで、地域に対する意識や地域の一員としての自覚を高める。	

《取組計画》	
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育総務課及び関係各課は、各種地域組織及び市民活動団体やその関係者が（仮称）「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画し、子どものための講座や講師・補助員の派遣等の情報提供を働き掛ける。 ● 学校は、（仮称）「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、地域組織との協働により、教科や特別活動などの充実を図る。 ● 学校は、子どもが地域のボランティア活動やスポーツ大会、祭り等に参加するよう働き掛ける。 	
《各年次の計画・指標》	
H27 年度	<p>【教育総務課及び関係各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種地域組織及び市民活動団体やその関係者に、（仮称）「はままつ人づくりネットワークセンター」を周知し、情報を提供。 各年度
H28 年度 H31 年度	<p>【教育総務課及び関係各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画する各種地域組織及び市民活動団体やその関係者に対し、講座の内容や講師・補助員の派遣などの情報提供。 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、各種地域組織及び市民活動団体やその関係者との協働による教育活動などを実施。 各年度

取組 6－2－5：地域施設との連携

→教育総務課及び関係各課、生涯学習課、博物館、美術館、科学館、学校

《取組の方向性と概要》	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯学習課は、「子ども講座事業」を継続し、地域住民と子どもたちがともに学ぶ機会を提供する。 ◆ 博物館、美術館、科学館などの地域施設が、授業や部活動、放課後や休日等の活動の指導やその補助することで、子どもの学びの充実と学びの機会と場の拡充を図る。 ◆ 生涯学習課、博物館、科学館、美術館などが、（仮称）「はままつ人づくりネットワークセンター」に講座や講師・補助員等の情報を提供することで、産学官民協働の人づくりを推進する。 	
《取組計画》	
H27 年度	<p>【教育総務課及び関係各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設が実施している子どもを対象とした講座や体験活動等の情報を収集・整理し、（仮称）「はままつ人づくりネットワークセンター」へ登録する。 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設における地域を活用した子ども講座実施。 各年度 100 事例 <p>【博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けの体験活動の実施日。 各年度 80 日 <p>【美術館等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものためのワークショップ・出前講座利用者。 各年度 100 名
H28 年度	<p>【科学館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張講座。 20 講座 ・地域企業・団体共催講座。 10 講座 <p>【科学館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張講座。 20 講座 ・地域企業・団体共催講座。 10 講座
H29 年度	<p>【科学館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張講座。 22 講座 ・地域企業・団体共催講座。 12 講座

H30 年度	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域施設が提供する講座を積極的に活用。 <p>各年度</p>	<p>【科学館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張講座。 22 講座 ・地域企業・団体共催講座。 12 講座
H31 年度		<p>【科学館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張講座。 24 講座 ・地域企業・団体共催講座。 14 講座

取組 6－2－6：地域事業所との連携

→教育総務課及び関係各課、学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 企業、商店、福祉施設などが、授業や特別活動、職場体験、放課後や休日などの活動の指導やその補助をすることで、子どもの学びの充実と学びの機会と場の拡充を図る。
- ◆ 企業、商店、福祉施設などは、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に、講座や講師・補助員等の情報を提供することで、産学官民協働の人づくりを推進する。

《取組計画》

- 教育総務課及び関係各課は、地域事業所が実施している子どもを対象とした学習講座や体験活動などの情報を収集・整理し、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」へ登録する。
- 教育総務課及び関係各課は、地域事業所が、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画し、子どものための講座や講師・補助員の派遣などの情報を提供いただけるよう働き掛ける。
- 学校は、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、地域事業所との協働により、教科や特別活動などの充実を図る。

《各年次の計画・指標》

H27 年度	<p>【教育総務課及び関係各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域事業所に対し、(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を周知し、情報提供に努める。
H28 年度 H31 年度	<p>【教育総務課及び関係各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画いただく地域事業所に対し、学習講座や体験活動の内容や講師・補助員の派遣などの情報提供の働き掛け。 各年度 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)「はままつ人づくりネットワークセンター」を活用し、地域事業所との協働による教育活動などを実施。 各年度

取組 6－2－7：青少年健全育成会との連携

→青少年健全育成センター、学校

《取組の方向性と概要》

- ◆ 地域の子どもは地域で見守り育てるという意識を高めるため、青少年健全育成会と連携して、大人から子どもへ、登下校時にあいさつや声掛けなどの愛のひと声をかける「ひとりひとりにいい声掛けデー」を実施する。

《取組計画》

- 青少年健全育成センターは、青少年健全育成会と連携・協力し、登下校を中心として子どもへの声掛け運動を進める。
- 学校は、11月11日を基準日として、地域と連携し子どもへあいさつや声掛けを実施する。

《各年次の計画・指標》

H27 年度 H31 年度	<p>【青少年健全育成センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成会と連携し、11月11日を基準日としたあいさつや声掛けの実施。 各年度達成率 100% <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月11日を基準日として、地域と連携したあいさつや声掛けの実施。 各年度達成率 100%
-----------------------	---

政策7 子どもの生活や学びを支える教育環境づくりを進めます

【施策7-1】安全・安心を保障する環境整備の施策

取組7-1-1：学校施設の整備・充実

→学校施設課

《取組の方向性と概要》

- ◆ 子どもが安心して学べる教育環境を整えるため、施設の改築・改修などを進めるほか、よりよい教育環境の整備を行い、適正な財産管理と園・学校の環境の充実を図る。

《取組計画》

- 学校施設課は、小・中学校のトイレの洋式化、スライダー黒板の整備など、よりよい教育環境の整備を行う。
- 学校施設課は、施設整備計画に基づき、施設の改築・改修を進める。

《各年次の計画・指標》

H27年度	<p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ブース1つ以上の洋式トイレの設置完了。 小学校 95%、中学校 93% ・スライダー黒板の整備完了。 小学校 67%、中学校 67% ・施設の改築・改修。
H28年度	<p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ブース1つ以上の洋式トイレの設置完了。 小学校 97%、中学校 97% ・スライダー黒板の整備完了。 小学校 71%、中学校 72% ・施設の改築・改修。
H29年度	<p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ブース1つ以上の洋式トイレの設置完了。 小学校 100%、中学校 100% ・スライダー黒板の整備完了 小学校 74%、中学校 78% ・施設の改築・改修
H30年度	<p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライダー黒板の整備完了 小学校 78%、中学校 85% ・施設の改築・改修
H31年度	<p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライダー黒板の整備完了 小学校 82%、中学校 91% ・施設の改築・改修

【施策7-2】教職員の配置・採用の適正化と充実のための施策

取組7-2-1：教職員の適正配置

→教職員課

《取組の方向性と概要》

- ◆ 教職員の力が発揮できることで学校現場が活性化し、目指す子どもの姿を実現できるように、教職員の適正配置や交流人事を行う。

《取組計画》

- 教職員課は、教職員の力が十分発揮できる適正な配置・交流人事を行う。
- 教職員課は、少人数指導教育、複数教員による指導のための加配を行う。

《各年次の計画・指標》

H27年度 H31年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校間の交流人事、特別支援学校との交流人事の積極的推進。 各年度
---------------------	---

取組 7－2－2：優れた人材の確保

→教職員課

《取組の方向性と概要》	
◆ 優れた資質と能力をもった人材を教員に採用し、学校の活性化と教育の充実を推進する。	
《取組計画》	
● 教職員課は、「浜松の教職員ガイダンス」を開催し、大学生などへ浜松市で教職に就くことの魅力を伝える。	
● 教職員課は、県内外の大学に浜松市の教員採用試験の要項を送付し、多くの大学生に浜松市の教職員の採用についての周知を図る。	
《各年次の計画・指標》	
H27年度 H31年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員採用試験受験者数を前年度程度確保。 各年度 教員採用試験倍率。 各年度 小学校4倍以上、中学校6倍程度

取組 7－2－3：支援員・補助員の配置の充実

→教職員課、指導課

《取組の方向性と概要》	
◆ 子ども一人一人の生活と学びを支えるために、支援員、補助員を適切に配置する。	
《取組計画》	
● 教職員課・指導課は、支援員、補助員を適正配置する。 ・学習支援員 ・ALT ・理科支援員 ・養護教諭補助員 ・複式学級指導支援員 ・キッズサポートー ・学校図書館補助員 ・外国人支援員 ・就学サポーター	
● 発達支援教室、発達支援の部屋を拡大し、子ども一人一人の生活と学びを支える。	
《各年次の計画・指標》	
H27年度 H31年度	<p>【教職員課、指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援員、補助員の適正配置。 各年度 理科支援員の小学校配置。 各年度 100% 発達支援教室、発達支援の部屋を拡大。 各年度 ALT の適正配置。 各年度

【施策 7－3】教職員の多忙化にストップをかける施策

取組 7－3－1：検討組織の確立

→教職員課、教育総務課

《取組の方向性と概要》	
◆ 教職員が心にゆとりを持って子どもに向き合ったり、やりがいを持って生き生きと教育活動を行ったりできるようにするための方策を検討し、その実践に努める。	
《取組計画》	
● 教職員課は、「学校を元氣にする委員会」を開き、学校組織の改善方法、職員集団の在り方などについて協議したり、必要に応じて事例研究や対策検討を行ったりし、各学校、各組織に提案する。	
● 教育総務課は、「学校を元氣にする委員会」で提案された意見を整理し、「はままつ人づくり未来プラン検討委員会（仮称）」において教職員の多忙化について議論を深める。	
《各年次の計画・指標》	
H27年度 H31年度	<p>【教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自分の学校が元気だ（元気になった）」と答える教職員の割合が前年度より増加。 各年度 <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多忙化の要因整理、多忙化解消のための関係各課、学校への働き掛け。 各年度

【施策 7－4】教育の機会均等を進める施策

取組 7－4－1：学校規模、地域に応じた取組

→学校施設課、教育総務課

《取組の方向性と概要》

- ◆ 在籍人数が少ない学校に対してICTを積極的に活用した授業の展開や、中山間地域などに所在する公共交通が乏しい園・学校に対して、校外学習などに対する移動手段の支援など、教育活動の機会を保障する。
- ◆ 学校規模適正化などにより、通学距離が遠距離となる子どもの通学を保障するために通学支援を行う。

《取組計画》

- 教育総務課は、在籍人数が少ない学校へのICTの設置を推進する。
- 学校施設課は、在籍人数が少なく子ども同士の学び合いが難しい学校にICTの設置を行う。
- 教育総務課は、公共交通が乏しい中山間地域及び統合により通園範囲や学区が広範囲となった園・学校に対し、校外学習等の移動手段の支援を行う。
- 教育総務課は、通学距離が遠距離となる子どもに通学支援を行う。

《各年次の計画・指標》

H27 年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍人数が少ない学校へのICT環境整備に向けた検討・準備。 	
H28 年度 H31 年度	<p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校の情報化推進計画」に基づくICT環境の整備。 	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外学習等の移動手段への支援。 各年度 ・通学支援。 各年度

取組 7－4－2：教育費の支援

→教育総務課

《取組の方向性と概要》

- ◆ 経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者及び発達支援学級などに在学する児童・生徒の保護者への必要費用の援助や、就学困難な者への学資貸与を行うことで、義務教育の就学機会の確保及び教育の機会均等、有能な人材の育成を図る。

《取組計画》

- 教育総務課は、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者、発達支援学級などに在学する児童・生徒の保護者に対して、学用品、給食、修学旅行、医療など、就学に必要な費用の一部を援助する。
- 教育総務課は、経済的理由により、就学が困難な学生（大学、高等専門学校4年以上及び専修学校の専門課程に在学する人）・生徒（高等専門学校1～3年生及び高等学校〔対象地域に限定あり〕）を対象に奨学金を貸与する。

《各年次の計画・指標》

H27 年度 H31 年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者に対する認定（採用）・審査・支給。 各年度
-----------------------	---

取組7－4－3：学区の弾力化

→教育総務課

《取組の方向性と概要》

- ◆ 小学校・中学校の入学時に、一定条件のもと、入学する学校を変更ができるようにすることで、小学校については、通学の負担や安全に関する課題に対応し、中学校については、子どもが自ら希望した学校で生き生きと学び、自己をよりよく成長する機会とする。

《取組計画》

- 教育総務課は、小・中学校の入学時に、一定の条件のもと、入学する学校を変更することができる「通学区域制度の弾力的運用」を継続する。

《各年次の計画・指標》

H27年度 H31年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における受け入れ可能な児童生徒数を決定し、制度の周知を行う。 各年度 ・申込状況への対応と、入学する学校を変更することを認める児童生徒の決定。 各年度
---------------------	---

【施策7－5】よりよい学校の姿を探る施策

取組7－5－1：学校を支える仕組づくり（大学との連携による調査）

→教育総務課

《取組の方向性と概要》

- ◆ 本市独自調査や全国学力・学習状況調査等を活用し、子どもの心や体の状況、学力の状況、家庭生活の状況等を総合的に分析し、今後の教育施策に生かす。

《取組計画》

- 教育総務課は、本市の教育施策に生かすために、大学などの研究機関と連携し、本市の教育実態を把握する。

《各年次の計画・指標》

H27年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査計画立案、質問肢の作成。
H28年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施、分析、施策への活用。
H29年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査計画立案、質問肢の作成。
H30年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施、分析、施策への活用。
H31年度	<p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策への活用。（第3次教育総合計画後期基本計画へ反映）